

令和6年4月19日

第4回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第4回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月19日(金) 午後3時00分から午後3時56分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 欠 員	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

11番 菅野 秀和 委員

農地利用最適化推進委員

23番 安齋 浩一 委員、 38番 武藤 健之 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第21号 現況確認証明申請について

第4 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更
申請について

第8 議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 和子 農地係長 湯田 匡史 農地係 菅野 亮裕

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

総会におけるマスク着用についてであります。着用は個人の判断となりますのでよろしくお願いいたします。また、携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願いいたします。なお、委員会での説明は、簡潔にお願いします。

議長（奥平貢市）会長 これより、令和6年第4回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後3時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中18名、推進委員18名中16名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、11番菅野秀和委員、23番安齋浩一委員、38番武藤健之委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、13番佐藤孝志委員、16番馬場利正委

員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第3、議案第21号 「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは事務局よりご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

議案第21号現況確認証明申請について。

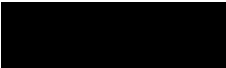
福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年4月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・畑、面積269平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定が

ないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

続いて番号２、農地の所在、、登記地目・牧場、現況地目・牧場、面積計２８，３８４平方メートル。非農地の事由については、今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

続いて番号３、農地の所在、外３筆、登記地目・牧場、現況地目・原野、山林、面積計２２３，０１８平方メートル。非農地の事由については、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

続きまして議案書４ページをご覧ください。

番号４、農地の所在、、登記地目・畑、現況地目・原野、面積３５４平方メートル。非農地の事由については、２０年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

１３番（佐藤孝志）委員 １３番佐藤です。議案第２１号番号１について現地調査の結果をご報告申し上げます。令和６年４月３日午前１０時より現地に

において安齋栄農業委員、大内推進委員、そして私と、事務局より佐藤事務局長、
宮崎事務局員、5名にて現地を見て、そして協議の結果、まだ非農地にはあた
らないということで、協議の結果そういうのになりました。皆様のご審議をよ
ろしくお願いいたします。以上でございます。

9番（佐久間栄吉）委員 9番佐久間です。議案第21号2番、3番につい
て調査報告をしたいと思います。4月5日10時より、事務局2名佐藤局長と
宮崎局員、あと推進委員の武藤健之くん、推進委員の佐藤薫さんと私で、5名
で調査いたしました。調査の結果であります、短い草が生えていて、山林に
はちょっと原野と山林には見当たらないという意見があり、現状一致の牧場と
して意見が出されました。一応皆様のご審議をお願いします。

3番に対してですが、事務局説明のとおり道に木が生えて入ることができな
いため、皆さんで、原野山林でやむを得ないという意見になりました。以上で
す。皆さんの審議よろしくお願いします。

6番（武藤一夫）委員 議案第21号番号4番について調査結果を報告いた
します。4月4日午前10時より、佐藤事務局長、宮崎局員、あと佐藤一男推
進委員、菅野正寿推進委員、武藤一夫私と5人で現地を確認して参りました。
内容については事務局先程説明したとおりで、荒廃化しているということで、
申請のとおりやむを得ないということで一致しました。皆様のご審議をよろし
くお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議長（奥平貢市）会長 議案第21号、番号1から番号4について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第21号、番号1から番号4については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。

議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年4月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1及び番号2につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号１につきまして、登記簿地目が「公衆用道路」となっておりますが、申請地は農地台帳に記載されており、現在農地として使用しているため農地法第３条の申請を要するものであります。

続いて議案書６ページをご覧ください。

番号３につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号４及び番号５につきましては、自作地相互の交換のため、申請地を所有権移転するものであります。

番号６につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号７につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

続きまして、議案書７ページから８ページにかけてをご覧ください。

番号８及び番号９につきましては、借受人の経営規模拡大のため、貸付人は相手側の要望を受け、申請地に賃借権を設定するものであります。

番号１０につきましては、譲受人の経営規模の拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市） 会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

28番（佐藤洋三）委員 28番佐藤です。議案22号につきましてご説明申し上げます。農地法第3条の規定による許可申請についてということで、昨日現地確認ということで、私と根本信康さんの2人で午後1時からですね、現地を確認して参りました。詳細につきましてははただいま事務局のご報告のとおりであります。譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんともに、[]さんご本人に現地に同行していただきまして確認したところでございます。また、[]さんにおきましては、二本松市内に税理士事務所を開設しておりまして、忙しいということで電話によりまして、確認をしたところでございます。その結果、[]さん、[]さんともに二人ともこの現状で間違いありませんということで、終了しました。以上でございます。よろしくご審議の程お願いします。

2番（佐藤勝則）委員 2番佐藤です。議案第22号番号2について調査内容を報告いたします。14日の午前9時に推進委員の平さんと私と、譲渡人の[]さんの3名で、現地並びに聞き取り調査をいたしました。調査内容の結果、何ら問題は無く許可適当と思われます。なお譲受人の[]さんは現在入院中ということなので、13日の夜に電話で申請内容に間違いがないということをはかっております。以上です。皆様のご審議よろしくをお願いします。

5番（川口美奈子）委員 5番の川口美奈子です。議案第22号番号3について調査結果をご報告いたします。4月15日午後1時30分より、行政書士の[]さん立ち合いのもと、私と渡邊一正委員とで現地確認を行いました。後

ほどの議案にあります。新築のために譲り引き受ける農地に隣接する土地を家庭菜園として利用するとのことでした。なお、[]さんには電話で間違いな
いかを確認しておりますが、[]さんとは連絡が取れなかったため、[]さん
が代理で間違いありませんとおっしゃってくださいました。間違いなく農地と
しての利用をするということで[]さんにはお約束いただいているとのこと
でした。その他内容は事務局説明とおりです。特に問題がないため、許可適当と
判断をいたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

36番（大内信一）委員 36番大内です。議案第22号4と5について、
調査内容を報告します。4月15日午後6時45分より、農業委員の佐藤孝志
さんが、[]さん宅を訪れまして、議案書に間違いがないことを確認しまし
た。同じく午後7時30分に[]さん宅をお伺いして議案書に間違いな
いとのことでした。次の日16日ですが、午前10時より2人で2ヶ所現地確認
を行いました。内容は事務局説明のとおりです。特に問題ないため、許可適当
と考えます。審議の程よろしく願いいたします。

37番（安齋秀明）委員 37番安齋秀明です。議案第22号番号6につい
て調査内容を報告します。4月14日午後2時より農業委員の野地太郎さん、
推進委員の佐藤孝さん、3人で行政書士の[]さんより聞き取り及び現地
調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。譲渡人の[]さん、
譲受人の[]さんは当日都合が悪いということでしたので、電話での確認
となりましたが、確認の結果申請に間違いがないとのことでした。調査の結果特

に問題がないため許可適当と考えます。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 15番遠藤です。議案第22号番号7について調査内容を報告いたします。4月の12日金曜日の午後3時に、[]さん、それから[]さんと自宅を訪問いたしました。[]さんについては、軽トラックも乗用車もおいてあったのですが、昼寝しているのかなと思って、部屋に入るのもあれでしたので、後ほど夕方電話で確認いたしました。[]さんにつきましては本人がおられまして、ちょうど住宅の脇ということで畑の現地を確認しました。[]さんについては夜に、電話をして調査内容に間違いがないということで確認しております。特に問題は無く許可適当と考えますので、皆さんのご審議よろしく願いいたします。

3番（大内和長）委員 3番大内です。議案第22号番号8番9番について、調査結果をご報告申し上げます。16日の3時30分から私と推進委員の武藤健之さん、それと借受人の[]さん3名で現地にて確認をしました。貸付人の[]さん、[]さんにつきましては、当日ちょっと都合が悪いということで前日の夜に電話で確認をし、申請内容に間違いがないかどうか確認いたしました。[]さんにつきましては、[]さん、それから[]さんの隣ということで、それから今度借り受ける農地につきましても[]さんの家の前に広がっているということで、大変条件もいいということで引き受けたということでございました。なお[]さんそれから[]さんにつきましては、高齢のためそれから後継者もないということで[]さんをお願いした

と、そういうふうな話でございました。特に問題はないと確認しましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

27番（菅野正寿）委員 27番菅野です。議案第22号番号10について調査結果を報告いたします。去る4月16日朝9時より、武藤一夫委員とともに現地にて確認をいたしました。譲渡人の■■■■さん、譲受人の■■■■さんも現地に来ていただきましたが、2人は親戚ということで、本来■■■■さんの農地を■■■■さんが無償で借りて耕作しておりましたが、今回事情あって、■■■■さんに無償で渡すと、引き続きですが郡山に住んでいるので■■■■さんが田んぼは引き続き耕作するというところで話を聞き取りいたしました。調査の結果、何ら問題ないというふうに判断いたしましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第22号、番号1から番号10について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 22 号、番号 1 から番号 10 については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第 5、議案第 23 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局より説明いたします。

議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 4 月 19 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、事後申請になります。

平成 7 年頃に建築した住宅の一部が違反転用状態であることが判明したため、申請します。

汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番松本です。議案23号番号1について調査内容を報告いたします。4月18日、午前9時40分より現地にて、申請人の[REDACTED]さんから、菊地清吉委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、顛末書も出ており許可やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第23号、番号1について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長（奥平貢市）会長 賛成多数ですので、議案第23号、番号1については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。

議案書 10 ページをご覧ください。

議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 4 月 19 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1、現住居が手狭であるため、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

番号 2、実家の建替えにあたり、既存宅地は災害時に浸水する恐れがあるため、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は市下水道へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

番号 3、集合住宅建築にあたり、既存駐車場が手狭となるため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の近隣商業地域にありますので第 3 種農地と判断されるものであります。

続きまして議案書 11 ページをご覧ください。

番号 4、一時転用になります。

現在使用している資材置場が違反転用状態であるため、是正のために申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号 5、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第 2 種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5 番（川口美奈子）委員 5 番川口美奈子です。議案第 24 号番号 1 について調査結果をご報告いたします。4 月 15 日午後 1 時 30 分より行政書士の
さんに立ち合いいただき、渡邊一正委員と現地確認を行いました。内容は事

事務局説明のとおりです。譲渡人の[]さんには電話で確認いたしました。譲受人の[]さんは連絡がつかなかったので、[]さんに代理でということでご確認をいただきました。調査の結果、特に問題なく許可適当と判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

7 番（安齋 栄）委員 7 番安齋です。議案第 2 4 号番号 2、3 について調査内容を報告いたします。まず番号 2 について、1 6 日午前 9 時行政書士の[]氏に、遊佐一夫委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。なお譲渡人の[]さんは何回電話しても連絡が取れませんでした。譲受人の[]氏は遠地のため電話での確認で申請に間違いのないということです。そこで行政書士の[]氏に、申請に間違いのないですかということ、現地確認とともに申請も確認取れましたので、特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方の審議よろしくお願いいたします。

次に番号 3 について。同じく 1 6 日午前 9 時 3 0 分、譲渡人の[]さん、譲受人の有限会社[]の代表取締役[]氏に、遊佐一夫委員とともに現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。農地は保全管理状態で、特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方の審議よろしくお願いいたします。以上です。

2 1 番（佐藤 孝）委員 2 1 番佐藤です。議案第 2 4 号の番号 4 について説明をいたします。4 月 1 4 日に現地にて野地太郎農業委員、安齋秀明推進委員、私と、[]の[]さんと、現場にて立ち会っていただき、お話を聞き

ました。今までの場所が、農地を借りておったところが違反転用ということで場所を新たに設けるというふうなことで、申請の場所に新たな資材置場を設けるというふうなお話でございました。その場所につきましては、農作物を作るのにはちょっと不便な場所であってちょうど残土があるということで盛土をしてそこで資材置き場にするというふうなことで一時転用ではありますが、そのようなことにするというふうなことでございました。転用につきましては、何ら問題なく許可適当と思われますので皆さんのご審議よろしく願いいたします。

8番（安齋喜八）委員 8番安齋です。議案24号の5番について現地確認の報告をいたします。去る4月13日午後1時から現地に所有者の[]さん、それから[]の担当の[]さん、それから行政書士の[]さんと、あと現地に私と佐藤薫推進委員と5人で現地を確認しました。現地は分筆してきちんとやっております、表示してありました。それから近隣の農地の方にもご説明をして了解をいただいているということでございました。それからパネルを設置した後、隣の近隣の土地には災害が及ぶような場所ではございませんでしたので、一応許可適当と思いますので皆さんのご審議よろしく願いします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第24号、番号1から番号5について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第24号、番号1から番号5については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。

議案書12ページから13ページにかけてご覧願います。

議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和6年4月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、公共工事の新規受注に伴い、一時転用期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2番（佐藤勝則）委員 2番佐藤です。議案第25号の1番につきまして、事業計画変更申請について調査内容を報告いたします。15日午前10時より、5000平米を超えるということで、事務局の佐藤局長、宮崎さん、菅野さん、会長の奥平さんと職務代理の野地さん、私と平推進委員、[REDACTED]の担当者の[REDACTED]さんの方で来ていただきまして説明を受けました。前回一時転用で今年の4月30日までの期間だったのですが思ったほど残土が少なくて貸付人の方はもう少し埋め立てをお願いしたいという希望もありまして、今回新たに一年間の一時転用の期間延長ということでありますので、何ら問題もなく許可相当と思われますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第25号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第 25 号、番号 1 については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第 8、議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

本議案中、番号 1 については[]委員が、番号 3 から番号 15 までの 13 件については[]委員が、番号 27 については[]委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第 26 号、番号 1 を審議することとしますので、[]委員の退席を求めます。

（[]委員 退席）

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。

議案書 14 ページをご覧ください。

議案第 26 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年4月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、4月30日を予定しております。

番号1につきましては、3筆・計2, 019平方メートルに利用権の新規設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第26号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第26号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

次に、議案第26号、番号3から番号15までの13件を審議することとしますので、[]委員の退席を求めます。

([]委員 退席)

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。

議案書14ページから19ページにかけてご覧願います。

番号3から番号15につきましては、25筆・計49,453平方メートルに利用権の新規設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号3から番号15につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第26号、番号3から番号15までの13件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第26号、番号3から番号

15までの13件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

次に、議案第26号、番号27を審議することとしますので、

委員の退席を求めます。

（委員 退席）

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。

議案書27ページをご覧ください。

番号27につきましては、2筆・計2,369平方メートルに利用権の新規設定のために申請があったものになります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号27につきまして、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第26号、番号27について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第26号、番号27については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第26号、番号1から番号44のうち、番号1、番号3から番号15、及び番号27の15件を除く29件を審議することとします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。

農地流動化の状況について、議案書37ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区103筆、計182,769.00平方メートル。安達地区4筆、計9,941.00平方メートル。岩代地区3筆、計2,939.00平方メートル。東和地区24筆、計18,897.09平方メートル。合計134筆、計214,546.09平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書14ページの番号2、議案書19ページの番号

16、議案書20ページの番号18から議案書22ページの番号21、議案書23ページの番号23、24、議案書26ページの番号26、議案書29ページの番号31から議案書34ページの番号43になります。

また、議案書29ページの番号31から議案書34ページの番号43については農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

議案書35ページの番号44につきましては、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号44のうち番号1、番号3から番号15、番号27の15件を除いた29件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第26号、番号1、番号3から番号15、及び番号27を除く29件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第26号、番号1、番号3から番号15、及び番号27を除く29件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第4回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後3時56分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和6年4月19日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員